

資料提供

(県 政)

提供年月日：平成30年8月23日
所属名：災害警戒本部事務室（防災危機管理局）
担当名：地震・防災係
担当者名：岩崎、宮部
内 線：7412
メー ル：as00@pref.shiga.lg.jp

台風第20号に関し、知事から県民の皆様へメッセージを出しましたので、お知らせします。

県民の皆様へ

8月23日夜遅くから24日未明にかけて、台風第20号が滋賀県に接近するおそれがあるため、大雨による浸水や河川のはん濫、土砂災害、強風などに注意が必要です。台風から身を守るために、早めの備えをしてください。

○台風が接近する前には、次の点に注意してください。

- ・窓や雨戸をしっかり閉め、必要に応じて補強しておいてください。
- ・避難場所や避難経路、避難方法について、確認しておいてください。
- ・避難する場合に備えて、懐中電灯や、携帯用ラジオ、非常用の食糧、避難時の携帯品などを準備しておいてください。
- ・台風情報に注意してしっかり備えてください。台風情報は、テレビやラジオのニュースのほか、県ホームページのトップページの「重要なお知らせ」でも発信いたします。
- ・台風が接近する前でも、局地的な大雨や強風、落雷や竜巻のおそれがあります。
- ・今後の気象情報に注意して、浸水や土砂災害等から身を守ってください。

○台風が接近したら、次の点に注意してください。

- ・身の安全の確保を最優先していただき、不要不急な外出は控え、増水した河川や田んぼの水路には絶対に近づかないでください。
- ・県や市町から防災行政無線やインターネットなどを通じて発信される情報に注意してください。

○次のときは、迷わず避難所など安全な場所に避難してください。

- ・市町から避難勧告が発令されたとき
- ・がけ下や溪流沿いなどにお住まいの方は、土砂災害警戒情報が発表されたとき
- ・その他河川の増水、裏山の土砂崩れなど危険を感じたとき

○特に、避難準備・高齢者等避難開始が発令されたときは、お年寄りの方、体の不自由な方などについては、避難を開始してください。

○避難する場合は、次のことに注意してください。

- ・冠水した路面の凸凹やマンホール、道路脇の水路など
- ・道路の崩壊や斜面からの土砂崩れなど
- ・風で飛来する瓦やガラス、看板、断線した電線など

○すでに浸水が始まり、自宅前を濁流が流れているときなど、家の外へ避難するのが危険なときは、2階など家の中でより安全な場所へ避難してください。

○公共交通機関の運行情報では、早期に運休あるいは運転数の減少の見込まれていることから、今後の運行情報に留意して行動してください。

平成30年8月23日

滋賀県知事 三日月大造